

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 30 日

月 曜 日

号 外(4)

目 次

告 示

- 道路の区域変更 1
- 道路の供用開始 4
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 5
- 都市計画の変更

公安委員会告示

- 富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定 6

公 告

- 公共測量の終了 16
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 17

正 誤

- 平成26年12月17日付け第3850号富山県条例第74号
- 平成27年 3 月 18 日 付け 第 3885 号 富 山 県 条 例 第 14 号 18

告 示

富山県告示第160号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 30 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 金山谷田方町 線	魚津市湯上宇谷地割 278番 3から	変更前		最大 12.0 最小 7.3	435.7	新川土木 センター

	魚津市湯上字稲荷割 359番 3 まで	変更後		最大 14.6 最小 7.3	435.7	
県道 袁輪滑川イン ター線	滑川市開 671番4から 滑川市開 552番2まで	変更前		最大 24.5 最小 8.0	398.4	新川土木 センター
		変更後		最大 24.5 最小 10.5	398.4	
県道 虎谷大榎線	滑川市大浦1002番から 滑川市大浦1008番まで	変更前		最大 13.4 最小 5.3	410.0	新川土木 センター
	滑川市大浦 335番2から 滑川市大浦 348番2まで	変更後		最大 31.2 最小 9.5	410.0	
県道 富山上市線	富山市向新庄町四丁目 576 番4から	変更前		最大 8.0 最小 6.2	187.6	富山土木 センター
	富山市向新庄町四丁目 567 番2まで	変更後		最大 18.2 最小 16.5	187.6	
県道 立山水橋線	中新川郡上市町放土ヶ瀬 241番地先から	変更前		最大 16.6 最小 11.9	24.3	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町放土ヶ瀬 202番地先まで	変更後		最大 17.2 最小 11.9	24.3	
県道 滑川上市線	中新川郡上市町森尻 604番 2から	変更前		最大 11.7 最小 10.6	115.3	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町森尻1066番 まで	変更後		最大 14.0 最小 13.0	115.3	
			A	最大 17.9 最小 6.7	1081.9	
		変更前				

国道 415号	氷見市谷屋字谷内4135番3地先から 氷見市谷屋字上ノ江1682番2地先まで		B	最大 32.2 最小 13.0	1014.3	高岡土木センター 氷見土木事務所
		変更後	B	最大 32.2 最小 13.0	1014.3	
県道 平阿尾線	氷見市長坂字前田 268番2地先から 氷見市戸津宮字関谷86番20まで	変更前	A	最大 17.4 最小 3.0	562.9	高岡土木センター 氷見土木事務所
			B	最大 62.8 最小 13.0	530.0	
		変更後	B	最大 64.2 最小 12.1	530.0	
県道 福光福岡線	小矢部市興法寺 333番地先から 小矢部市興法寺 339番地先まで	変更前		最大 10.4 最小 7.0	187.8	高岡土木センター 小矢部土木事務所
		変更後		最大 13.2 最小 8.3	187.8	
県道 小森谷庄川線	小矢部市興法寺 339番地先から 小矢部市興法寺 333番地先まで	変更前		最大 10.4 最小 7.0	187.8	高岡土木センター 小矢部土木事務所
		変更後		最大 13.2 最小 8.3	187.8	
県道 城端嫁兼線	南砺市塔尾 256番1から 南砺市立野原1001番まで	変更前	A	最大 29.7 最小 7.4	470.0	砺波土木センター
			B	最大 27.5 最小 8.5	305.0	
		変更後	B	最大 27.5 最小 8.5	305.0	

富山県告示第161号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 金山谷田方町 線	魚津市湯上字谷地割 278番3から 魚津市湯上字中ヲサ 265番3まで	平成27年3月30日	新川土木 センター
県道 虎谷大榎線	滑川市大浦 344番2から 滑川市大浦 348番2まで	平成27年3月30日	新川土木 センター
県道 立山水橋線	中新川郡上市町放土ケ瀬 241番地先か ら 中新川郡上市町放土ケ瀬 202番地先ま で	平成27年3月30日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 滑川上市線	中新川郡上市町森尻 604番2から 中新川郡上市町森尻1066番まで	平成27年3月30日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 新湊庄川線	射水市犬内50番から 射水市二口2944番15まで	平成27年3月30日	高岡土木 センター
県道 砺波小矢部線	小矢部市高木出字居島1135番2から 小矢部市鷺島 289番まで	平成27年3月30日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 福光福岡線	小矢部市興法寺 333番地先から 小矢部市興法寺 339番地先まで	平成27年3月30日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 小森谷庄川線	小矢部市興法寺 339番地先から 小矢部市興法寺 333番地先まで	平成27年3月30日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

県道 安居福野線	南砺市上川崎字青島1622番5から 南砺市柴田屋字西川原島5756番3まで	平成27年3月30日	砺波土木 センター
県道 城端家兼線	南砺市塔尾 256番1から 南砺市立野原1001番まで	平成27年3月30日	砺波土木 センター

富山県告示第162号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活援助	平成27年4月1日	1621700036	有限会社東京堂	下新川郡入善町入膳7791番地7	共生型グループホーム華のれん	下新川郡入善町入膳4716番地5

富山県告示第163号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年 3 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 八尾都市計画道路

(名称) 3・4・3号 福島石戸線

3・5・4号 八尾駅上井田新線

3・5・8号 高熊井田線

3・4・7号 八尾駅上野線

3・5・10号 下新町上野線

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

富山市八尾町新田字石蔵、新田字坪野、石戸字浄円、福島字畑田の各一部

変更した部分

富山市八尾町字石坂高、字十三石尻、井田字石坂、井田字石坂高、井田新、井田新字大谷、井田新字砂土居、小長谷、小長谷字石坂、石戸、福島字上野、福島字烏帽子形、福島字川口、福島字川原、福島字小早稲田、福島字沼田割、福島字橋向の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

富山市八尾総合行政センター建設課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供す。)

富山県公安委員会告示第32号

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定について

道路交通法第 108条の 2 第 1 項第 1 号に規定する安全運転管理者等講習の委託に

係る一般競争入札を実施するに当たり、入札申込みの条件となる道路交通法施行規則第38条の3に規定する資格について、次のとおり審査の上、認定することとするので告示する。

平成27年3月30日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

1 認定の審査に係る業務

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2 委託予定期間

平成27年6月1日から平成28年3月31日まで

3 委託場所

富山県内

4 認定基準

別添「富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準」のとおり。

5 認定申請期間

平成27年4月1日から4月15日まで

6 認定申請書類提出先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課

7 認定申請書類提出方法

直接持参すること。

8 問合せ先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課

電話 076-441-2211（内線5032）

別添

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準

1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の実施を同条第 3 項の規定により委託するに際し、受託法人及び受託者（以下「法人等」という。）の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

2 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の 3 の規定に基づき富山県公安委員会が、安全運転管理者等講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人等として認定する場合における当該認定は、次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。（道路交通法施行規則第38条の 3 に規定するもの。）
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のアからクまでのいずれかに該当する者がいないこと。

なお、法人でない者は、これに準ずるものとする。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者

-
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- カ 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- キ 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から 2 年を経過していない者
- ク 道路交通法第 117 条、第 117 条の 2、第 117 条の 2 の 2（第 7 号及び第 11 号を除く。）、第 117 条の 3 の 2、第 118 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 119 条第 1 項第 11 号若しくは第 12 号又は第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の違反行為をした日から 2 年を経過していない者
- (3) 安全運転管理者等講習に従事する専任講師として、次のいずれかの資格を有する者を 1 人以上雇用すること。
- ア 自動車安全運転センターが行う自動車の安全運転管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者
- イ 安全運転管理者等講習又はこれに相当する講習に講師として従事した経験を有する者
- (4) 安全運転管理者等講習に必要な学識経験を有する者又は交通実務（交通安全活動）経験者で、専門的知識を有する者を部外講師として 3 人以上確保できること。
- 3 安全運転管理者等講習を行うのに必要な組織及び設備は次のとおりとする。
- (1) 富山県内に主たる事務所又は営業所を有していること。
- (2) 安全運転管理者等講習を行うために必要な人員を、安全運転管理者等講習の実施場所に配置できること。
- (3) 安全運転管理者等講習を行うための機器（視聴覚機材等）を有していること。
- 4 資格認定の申請等
- 安全運転管理者等講習の業務の委託を受けようとする法人等には、次に掲げる
-

書類の提出を求めるものとする。

- (1) 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格確認申請書（別記様式 1）
- (2) 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- (3) 法人等の役員の氏名、住所等を記載した名簿（別記様式 2）
- (4) 法人等の役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (5) 法人等の役員が 2 の(2)中、アからクのいずれにも該当しないことを誓約する書面（法人用は別記様式 3-1、法人以外用は別記様式 3-2）
- (6) 安全運転管理者等講習に従事する者の経歴を記載した書面及び当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- (7) 安全運転管理者等講習を行う組織の概要（組織体制、職員数等）を記載した書面
- (8) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

5 資格認定の通知

安全運転管理者等講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めるときは、その法人等に対し資格認定通知書（別記様式 4）を送付するものとする。

なお、入札の参加に当たっては、入札参加資格を有していても 1 年ごとに入札前に公安委員会が資格認定を受ける必要があるものとする。

6 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人等が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 2 の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

別記様式 1

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

印

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の認定を申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人等の名称	
主たる事務所の所在地	電話 () -
法人等の種類	1 一般社団法人 2 公益社団法人 3 一般財団法人 4 公益財団法人 5 株式会社 6 有限会社 7 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

申請者は、下欄には記載しないこと。

受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備考			

別記様式 3 - 1

(法 人 用)

誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次に掲げる 1 から 8 までのいずれかに該当する者のある法人

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から 2 年を経過していない者
- 8 道路交通法第 117 条、第 117 条の 2、第 117 条の 2 の 2（第 7 号及び第 11 号を除く。）、第 117 条の 3 の 2、第 118 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 119 条第 1 項第 11 号若しくは第 12 号又は第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の違反行為をした日から 2 年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

印

別記様式 3 - 2

(法人以外用)

誓 約 書

私及び従業員は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から 2 年を経過していない者
- 8 道路交通法第 117 条、第 117 条の 2、第 117 条の 2 の 2（第 7 号及び第 11 号を除く。）、第 117 条の 3 の 2、第 118 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 119 条第 1 項第 11 号若しくは第 12 号又は第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の違反行為をした日から 2 年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

印

別記様式 4

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定通知書

年 月 日

(例) ○○法人 ○○協会

代表者 ○○ ○○ 殿

富山県公安委員会委員長 ○○ ○○

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められたので通知する。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~**公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、朝日町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成27年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（都市計画に伴う 2 級基準点測量）

2 作業期間

平成26年 7 月 28 日から平成27年 3 月 13 日まで

3 作業地域

富山県北西地域

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成27年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量、路線測量）

2 作業期間

平成26年 9 月 16 日から平成27年 3 月 16 日まで

3 作業地域

富山市楡原地先から富山市栗山地先（大沢野富山南道路に関する地域）

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成27年3月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひみきときとラボ
- 3 代表者の氏名
小島 正浩
- 4 主たる事務所の所在地
富山県氷見市窪1774番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、氷見市の自然と文化を活かしたまちおこしを通して、氷見市の魅力を各地へ発信し、地域経済の活性化、地域活動の充実化及び地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

**正 誤**

~~~~~

平成26年12月17日付け第3850号富山県条例第74号「富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例」中

頁 80

行 上から7行目から11行目

誤

を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3

号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

正

を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

平成27年3月18日付け第3885号富山県条例第14号「富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例」中

頁 35

行 上から2行目から5行目

誤

第2項第2号から第21号まで」に改め、同条第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

正

第2項第2号から第21号まで」に改め、同条第4項各号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

